

消防予第 11 号
平成 3 年 1 月 25 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防設備点検資格者の再講習を定める告示の一部を改正する告示について(通知)

平成 3 年 1 月 21 日付けで「昭和 50 年自治省告示第 89 号に基づき、消防設備点検資格者の再講習を次のように定める件(昭和 55 年 7 月 22 日消防庁告示第 4 号)の一部を次のように改正する件」(平成 3 年消防庁告示第 1 号)が公布され、平成 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、消防設備点検資格者の再講習に係る受講の機会を多くすることにより受講者の便宜を図るという観点から、当該再講習について、消防設備点検資格者免状の交付を受けた日又は再講習を受けた日から 5 年を経過する日(受講期限の延長が認められた場合にあつては当該期限の日)の 6 か月前から受講することができることとしている従来の制限を廃止することにより、免状の交付を受けた日又は再講習を受けた日以降であればいつでも受講できることとしたものである。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村についてもこの旨示達の上よろしく御指導願いたい。(以下略)